



やまなし産保メールマガジン第124号

【URL】 <https://www.yamanashis.johas.go.jp>

平成31年3月28日

発行：山梨産業保健総合支援センター

◇◇+ ◇◇

メールマガジンを受信していただきありがとうございます。

山梨産業保健総合支援センターでは、健康で安心して働ける職場づくりを支援するため産業保健関係者等からの専門的相談や研修・セミナーの日程、有用な情報提供等についてホームページ、メールマガジン、情報誌『産業保健21』等を通じて提供しています。当メールマガジンは、月1回程度、利用者の皆様にお届けしております。

☆メールマガジンの登録（無料）は、下記によりお申込みください！

※ <https://www.yamanashis.johas.go.jp/mailmagazine>

目次

- 【1】 研修会・セミナー
- 【2】 産業保健トピックス
- 【3】 アラカルト
- 【4】 産業保健相談員の窓
- 【5】 産業保健職（保健師）よもやま話
- 【6】 図書・研修用機器の貸出
- 【7】 新着図書のご案内
- 【8】 ご相談・ご質問コーナー
- 【9】 編集後記

【1】 研修会・セミナー

2019年度の研修計画を順次ご案内しております。今回は、2019年5月までの計画です。[<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar>]

当センターでは、皆様方の参加をお待ちしております。受講は無料です。参加ご希望の方は、次の方法によりお申込みできますのでご利用ください。

1. 電子メール（各研修の欄に添付しているアドレスからホームページにアクセスし

Webページから送信)

2. FAX (チラシやホームページ[<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar>]等に
掲載している申込用紙を利用し送信)

【A】一般研修 (労働衛生・法律・保健指導等)

■「知りたい! 職場巡視のポイント」

～人間工学的視点から～

内容 まだ職場巡視をしたことがない方、職場巡視に苦手意識のある方、見る場所、
指摘事項などにマンネリの感が否めない方、様々な方を対象として職場巡視を
行う上でおさえておきたいポイントをお話します。

日時 2019年4月25日(木) 14時～16時

講師 森 博幸「森労働衛生コンサルタント事務所 所長」
(労働衛生コンサルタント・産業保健相談員)

会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室

日医認定産業医単位: 生涯・実地 3単位

申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/3885>

■「働き方改革推進法」

～どう変わる職場の健康管理～

内容 働き方改革推進法が昨年の7月6日公布され、9月に関連する政省令が出され
まし

た。働き方改革推進法は多岐にわたっており、その内容もかなり広く膨大なもの
となっています。

今回は主に労働安全衛生法の改正に焦点をあてて、現行の法令を含め、今後の
労働者健康確保対策の方向を働き方改革の流れを併せて解説します。

また、労働安全衛生法だけではなく、その他の法令で関連する箇所についても
触れていきます。

日時 2019年5月14日(火) 14時～16時

講師 山梨労働局健康安全課 課長

会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室

日医認定産業医単位: 生涯・更新 3単位

申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/3933>

■「タバコによる健康障害防止セミナー」

～受動喫煙防止対策について～

内容 平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が制定され、望まない受動喫
煙

を防止するために受動喫煙対策を更に強化することが定められました。
このセミナーでは、法律の改正点や受動喫煙の健康への影響について知識を深め、発生源である喫煙者をへらし、職場で受動喫煙防止対策に取り組むためのアプローチを参加者とともに考えます。

日時 2019年5月29日（水）14時～16時

講師 岡本 まさ子「上野原市立病院 医師」

（産業保健相談員）

会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室

日医認定産業医単位：生涯・専門 3単位

申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/3943>

【B】衛生管理者等レベルアップ研修206・207

■「働き方改革推進法に伴う改正労働安全衛生法等について」〈206〉

～産業医・産業保健機能の強化～

内容 長時間労働やメンタルヘルス不調などにより健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるようにし、産業保健機能を強化するとともに、産業医の独立性や中立性を高めるなどにより、産業医等が産業医学の専門的立場から労働者一人ひとりの健康確保のためにより一層効果的活動を行いやすい環境を整備するため労働安全衛生法が一部改正され、平成31年4月1日から施行されます。本研修は、産業医・産業保健機能の強化等について解説します。

日時 2019年4月18日（木）14時～16時

講師 八巻 俊道（社会保険労務士）

会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室

日医認定産業医単位：生涯・更新 3単位

申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/3882>

■「定期健康診断結果の活かし方」〈207〉

～健康レベルに応じた管理につなげる～

内容 定期健康診断は「受けること、受けさせること」が目的になっていませんか？大切な人材に長く先まで、高いパフォーマンスで働き続けていただくために毎年の健康診断の結果を労働者一人ひとりが自分の健康管理に活かせるようアプローチ方法を考えます。

また、医療の専門職が健康診断を担当されていない事業所での結果の取り扱いについても考えていきます。

日時 2019年5月21日（火）14時～16時

講師 小川 理恵「山梨産業保健総合支援センター 産業保健専門職」

会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室
日医認定産業医単位：生涯・専門 3単位
申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/3942>

【C】事業者・労働者向けセミナー

・ご案内は、ありません。

【D】メンタルヘルス研修

■「ストレスチェック制度」

～実施準備から事後措置まで～

内容 平成27年12月1日に施行された「ストレスチェック」について、改正労働安全

衛生規則等を踏まえ、ストレスチェック制度の趣旨、実施方法、面接指導及び労働者の健康情報の保護等について解説します。

日時 2019年4月23日（火）14時～16時

講師 長田 暢子（メンタルヘルス対策促進員・産業保健相談員・臨床心理士）

会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室

日医認定産業医単位：生涯・更新 3単位

申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/3884>

【E】産業保健関係者事例検討会

■「職場のメンタルヘルス相談員研修（事例検討）」＜Ⅲ期シリーズ：4回＞

内容 職場でのメンタルヘルスの相談に携わっている方々を対象に、よりステップアップした技量の習得を目指し、事例を基に検討します。様々なケースによる「相談対応力の強化」に着目し、メンタルヘルスケア推進のための相談対応の実践力を習得していただきます。

講師 菅 弘康「すげ臨床心理相談室 所長」

（臨床心理士・産業保健相談員）

会場 山梨産業保健総合支援センター 2階 会議室

日医認定産業医単位：生涯・実地 3単位

※原則シリーズ（4回）となりますが、個別での申し込みも可能です。

【シリーズⅠ】

☆Ⅰ－１回目

日時 ２０１９年 ４月１０日（水） １４時～１６時３０分

申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/3881>

☆Ⅰ－２回目

日時 ２０１９年 ５月 ８日（水） １４時～１６時３０分

申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/3921>

実施予定日程

【シリーズⅠ】＜お申し込みは、FAXでお願いします＞

☆Ⅰ－３回目

日時 ２０１９年 ６月 ５日（水） １４時～１６時３０分

☆Ⅰ－４回目

日時 ２０１９年 ７月１０日（水） １４時～１６時３０分

【F】産業カウンセリング研修

■「産業カウンセリング研修（企業内担当者育成）」＜Ⅱ期シリーズ：４回＞

～ストレスチェック制度の実施に伴い、現場で使える実践的な傾聴力を高める～

内容 現場における人間関係構築のための傾聴について演習を通して学びいただきます。このことは、職場のコミュニケーションを円滑にしていくためにも効果的です。

講師 中村 幸枝「エヌ心理研究所 所長」

（産業カウンセラー・産業保健相談員）

会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室

日医認定産業医単位：生涯・専門 ３単位

※原則シリーズ（４回）となりますが、個別での申し込みも可能です。

【シリーズⅡ】

☆Ⅰ－１回目

日時 平成３１年 ４月１９日（金） １４時～１６時３０分

申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/3883>

☆Ⅰ－２回目

日時 平成３１年 ５月１７日（金） １４時～１６時３０分

申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/3940>

実施予定日程

【シリーズⅠ】<お申し込みは、FAXでお願いします>

☆Ⅰ－３回目

日時 平成31年 6月21日（金）14時～16時30分

☆Ⅰ－４回目

日時 平成31年 7月19日（金）14時～16時30分

【2】産業保健トピックス

- ◆「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム(Ver. 3.2)」を公開（厚生労働省）
<https://stresscheck.mhlw.go.jp/>

- ◆仕事と治療の両立について（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

- 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン（全体版）【H31.3月改訂】
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000490701.pdf>

- 企業・医療機関連携マニュアル（全体版）【H31.3月改訂版】
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000490886.pdf>

- ◆平成31年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します（厚生労働省）
2019年5月1日から9月30日まで（4月は準備期間、7月は重点取組期間）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03739.html

- ◆オルトートルイジンの製造・取扱業務を健康管理手帳の交付対象業務とします（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04029.html

- ◆オルトートルイジンによる膀胱（ぼうこう）がんを業務上疾病として明確化します（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03867.html

- ◆「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/3936>

○パンフレット『「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます』（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000484079.pdf>

◆「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律について」（厚生労働省）
（各種リーフレット、Q&A、通達、法令条文、様式等が掲載されています）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

○働き方改革推進関連法の概要と施行日一覧表（山梨労働局）

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/content/contents/000392100.pdf>

○改正労働基準法に関するQ & A（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000487097.pdf>

○働き方改革関連法に関する各種パンフレットのご案内（山梨産保センターHP 掲載分）

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/3887>

◆山梨労働局管内における労働災害の発生状況

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/3944>

◆平成31年度安全衛生管理活動実施計画書（山梨労働局）

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/3938>

◆平成31年度安全衛生教育等実施計画（山梨労働局）

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/3937>

◆両立支援コーディネーター基礎研修日程（4月～9月）が公表されました（労働者健康安全機構）

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/3914>

【3】アラカルト

★「なくそう！望まない受動喫煙」

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日より全面施行さ

れます。本法律により、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

当センターでは、※「タバコによる健康障害防止セミナー」を開催し、法律の改正点や受動喫煙の健康への影響について解説するとともに、職場で受動喫煙防止対策に取り組むためのアプローチなどについても参加者とともに考えたいと思います。

※【A】一般研修の欄をご覧ください。

厚生労働省 <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

★「最低賃金法施行規則の一部を改正する省令案要綱の諮問と答申」について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172722_00002.html

【4】産業保健相談員の窓

【連載シリーズ 第4回目】

このコーナーでは、作業環境測定士、労働衛生コンサルタント及び有害物関連の技能講習講師として、これまでいただいた様々なご質問の中から、労働衛生工学に関するもので皆様の参考になるのではと思われる事柄をQ&A形式で掲載していきたいと考えております。

☆＜ケース4＞ 日頃からやるべきことはやっておこう！

～～～シアン化水素漏洩（特化物）～～～

Q：警報ブザーが鳴り、シアン化水素の漏洩があったため、作業所内が混乱してしまいました。その後、いろいろな所に適切な対応について問い合わせてみましたが、明確な返事は貰えませんでした。緊急時の基本的な対応とその手順を教えてください。

A：基本的な初期対応は「逃げろ！」ということです。シアン化水素は、特定化学物質に該当し、特化則の適用をうけます。同則23条に、退避しなければならない規定がありますので、一旦は逃げることとなります。その後、同場所には関係者以外立ち入り禁止の掲示物を表示します。

そのうえで、槽に蓋をするなどの発生源対策をすることになりますが、その際、換気をして濃度を下げることと、有効な保護具の着用が必要となります。

それらの判断や保護具等の準備を円滑にするためにも、事前に化学物質リスクアセ

メントを実施しておくことは重要なことです。SDSを確認したうえでアセスメントを
実施すると、上記のような非定常作業も見積もられますので、リスクに応じた対策が
立てやすくなります。

大前提として、日頃から、作業所内の整理整頓、作業手順の見直し、安全衛生管理
体制の確認等、重大事故につながる要因を取り除く対策を取り続ける姿勢が求められ
ます。

現場の指揮は、特定化学物質作業主任者の重要な職務です。当該作業主任者は、作
業方法を決定することが大切な職務ですが、定常作業における手順のみでなく、非定
常作業も含めて手順を定めておきましょう。作業者に非定常作業の在り方を周知して
おくことで、安全かつ迅速な対応を実現することが可能となります。

☆本ケースの場合、危険を素早く察知することで、人的被害がなく幸いでした。センサー
を事前に設置しておくという判断が功を奏したといえます。

【産業保健相談員（労働衛生工学）】
山梨厚生病院 予防医学センター
調査役 望月 明彦

【5】産業保健専門職（保健師）よもやま話

今回は、4月に向けて新入社員の健康管理について考えてみたいと思います。

新入社員を迎える職場では、業務の内容・作業環境に応じた、安全衛生教育を計画され
ている事と思います。

私がこれまで関わる機会があったのは、「健康教育」の部分になりますが、新入社員に
「健康管理も仕事のうち」という意識を持っていただくために、このタイミングで研修
の時間がいただけることはありがたい事でした。

新入社員は「健康で労働力が提供できる」人がほとんどですし、業務内容や実務に必要
な知識や技術を習得する内容の研修を受けることに一生懸命ですから、私の教育目標は、
「会社には健康のことで相談できる部門がある」そして「そこにいる保健師はこんな感じ
の人」ということを、せめて覚えていただこうと低めに設定していました。

まずお話したのは、職場における健康管理においては、職場が労働者の健康を守るため
に「安全配慮義務」を果たすことだけでなく、労働者も労働力を提供するための健康管理
に努める「自己保健義務」があり、この両方で成り立つものであること。

そして、「実は、この自己保健義務を果たすために必要なのは、母子保健法や学校保健
安全法の下で身につけてきた食事や睡眠などの基本的な生活習慣、手洗いや不調時の早期

対応などの衛生習慣がベースであること。その上で、社会人として、健康問題に対しては解決のために相談や受診をするなどを、主体的に健康管理を行うことである」と、健康管理は生涯を通じて継続しているもので、「自己管理」が重要であることをお伝えしました。

職場の人間関係にストレスを感じる労働者が多いのはご存知のことと思いますが、新入社員も、学校生活や家庭生活で交流の少なかった年代の人、慣れない組織の中で、ストレスを感じる人も少なくありません。

健康管理を担当される方や仕事の習得に向けた指導する担当者だけでなく、新しい仲間を迎えるすべての皆さんも、父親・母親のような気持ちで見守る役割を果たす人、兄や姉のような立場で新入社員の気持ちに寄り添ってくれる人、それぞれがどのような立場で「新入社員」にかかわるかを少し意識していただくと、新入社員が職場という集団の中に居場所を見つけやすくなると思います。

皆さんの職場では、「健康相談窓口」は明確になっていますか？

職場で直接、管理監督者に相談できればよいのですが、内容によっては相談しにくいこともあります。管理監督者とは別に、衛生管理者・健康診断の担当をされている方など、少し離れた立場の方が窓口になることで相談しやすくなる場合があります。

そして、健康相談窓口となる方は、新入社員に「働く生活に慣れてきましたか？困った事は現場で相談できている？私も、話を聴くことができます」と声を掛けて「気にかけているよ」というサインを送ってください。

心身の不調のサインを見逃さない観察だけでなく「気にかけている」サインを送ることで、困ったときに思い浮かぶ人、相談しようと思える存在になることも大切です。

職場において、労働者の悩みを聴いたり精神的なサポートをしたりする立場になったとき「自分は専門家じゃないから、どのようにかかわったらよいかわからない。」という相談を受けることがあります。

産業保健総合支援センターでは、年間通してコミュニケーションスキル向上のための研修を開催しています。ぜひご利用ください。

また、「問題解決のために、どのような対応が必要か」といった、担当者の個別のお悩みには、電話または来所に対応いたします。まずは気軽にお電話を。

【産業保健看護職】

保健師 小川 理恵

【6】図書・研修用機器の貸出

当センターでは、産業保健をはじめとした図書・研修用機器等について無料で貸出を行っています。

初めてご利用になる方は利用者登録が必要になりますので、運転免許証、名刺等身分の確認できるものをご持参の上、当センターで手続きをお願いします。

図書・研修用機器の貸出については下記のアドレスからアクセスしてください。

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/rent/1200>

※ビデオ・DVDにつきましては、平成21年12月17日をもって貸出を終了いたしました。

【7】新着図書のご案内

【今月の新着図書】

・今月はありません。

貸出検索・貸出状況はこちらから

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/rent/1867>

【8】ご相談・ご質問コーナー

当センターでは、産業医や事業所の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受付・対応しています。各専門分野の産業保健相談員を中心に、解決方法等を助言させていただきます。ご利用は無料となっておりますので、どうぞお気軽にご利用ください。

産業保健相談員来所日（平成31年4月）

□産業医学

平成31年4月 4日（木） 15時～17時 刑部

平成31年4月10日（水） 10時～13時 岡本

平成31年4月16日（火） 13時～14時 金子

平成31年4月24日（水） 13時30分～16時30分 井上

□労働衛生工学

平成31年4月18日（木） 13時30分～16時30分 望月

□保健指導

平成31年4月22日（月） 15時～17時 小田切

□メンタルヘルス

平成31年4月11日（木） 14時～17時 平田

□カウンセリング

平成31年4月10日17日24日（水） 13時～16時 後藤

平成31年4月 5日 8日 19日 26日 13時～16時 中村

相談日について

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/consultation/1171>

◇+◇

☆☆寄せられた質問から☆☆

今回はお休みです。

【9】編集後記

今年度も残り数日となりました。間もなく新元号が発表されます。多用された「平成最後の…」のフレーズもいよいよ残り約1か月となりましたね。新元号はどのような願いが込められたものとなるのでしょうか。

さて、今年度も当センターのご利用、並びにメールマガジンのご愛読を賜り誠にありがとうございました。

来年度も当センターでは各種研修・セミナー等の開催、各種産業保健サービスの提供を行ってまいります。皆様のご利用をスタッフ一同お待ちしております。

また、メールマガジンでは皆様にお役立ていただける情報の発信に努めてまいります。来年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

=====

配信の解除を希望される方は下記のアドレスからご連絡ください。

merumaga@yamanashis.johas.go.jp

【発行】 独立行政法人 労働者健康安全機構

山梨産業保健総合支援センター

【住所】 〒400-0047 山梨県甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階

【TEL】 055(220)7020 【FAX】 055(220)7021

【E-mail】 info@yamanashis.johas.go.jp

【URL】 <https://www.yamanashis.johas.go.jp>
